

○財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

制定 昭和50年4月1日条例第19号

(目的)

第1条 財産の交換、譲与、無償貸付等に関しては、この条例の定めるところによる。

(普通財産の交換)

第2条 普通財産は次の各号の一に該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価額の差額がその高価なものの同額の4分の1をこえるときは、この限りでない。

(1) 組合において、公用又は公共用に供するため、他人の所有する財産を必要とするとき。

(2) 国または他の地方公共団体、その他公共団体において公用または公共用に供するため、組合の普通財産を必要とするとき。

2 前項の規定により交換する場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

(普通財産の譲与又は減額譲渡)

第3条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを譲渡し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

(1) 他の地方公共団体、その他公共団体において、維持及び保存の費用を負担した公用または公共用に供する財産の用途を廃止した場合において当該用途の廃止によって生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該地方公共団体、その他公共団体に譲渡するとき。

(2) 公用または公共用に供する公有財産のうち、寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその寄附者、またはその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。

(3) 公用または公共用に供する公有財産の用途に代わるべき他の財産の寄附を受けたため、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を、寄附を受けた財産の価額に相当する金額の範囲内において当該寄附者またはその相続人、その他の包括承継人に譲渡するとき。

(普通財産の無償貸付又は減額貸付)

第4条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償または時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

(1) 他の地方公共団体、その他公共団体または公共的団体において公用もしくは公共用又は公益事業の用に供するとき。

(2) 地震、火災、水害等の災害により、普通財産の貸付を受けた者が、当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき。

(物品の交換)

第5条 物品に係る経費の低減を図るため、特に必要があると認めるときは、物品を組合以外の者が所有する同一種類の動産と交換することができる。

2 第2条第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(物品の譲与または減額譲渡)

第6条 物品は、次の各号の一に該当するときは、これを譲与し又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

(1) 公益上の必要に基づき、他の地方公共団体、その他公共団体又は私人に物品を譲渡するとき。

(2) 公用または公共用に供するため、寄附を受け物品または工作物のうち、その用途を廃止した場合には、当該物品または工作物の解体もしくは撤去により物品となるものを寄附者またはその相続人、その他の包括承継人に譲渡することを寄附の条件として定めたものを、その条件に従い譲渡するとき。

(物品の無償貸付または減額貸付)

第7条 物品は、公益上必要があるときは、他の地方公共団体、その他公共団体または私人に無償または時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

(施行細目)

第8条 この条例の施行に関し、必要な事項は、組合長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。